会議録（概要）

会　議　名	令和８年度　愛西市権利擁護支援連携協議会
開 催 日 時	令和８年８月１９日（水）午後２時４０分から午後３時５０分
開 催 場 所	愛西市役所　南館会議室２－５
出　席　者	服部一将、浅井佐智子、黒田敬、青木聡子、竹田晴幸、吉川明宏
欠　席　者	三和田篤
協議事項等	●協議事項 （１）令和７年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実績報告について ア　相談対応実績 イ　広報活動実績 ウ　成年後見制度市長申立案件の経過 （２）令和８年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況について ア　事業計画 イ　相談対応実績 （３）意見交換 ・判断能力低下前の権利擁護支援について
公開／非公開の別	公開
非公開の理由	―
傍聴人の数	０人
会議資料	・次第 ・愛西市権利擁護支援連携協議会設置要綱 ・愛西市権利擁護支援連携協議会出席者名簿 ・令和８年度　愛西市権利擁護支援連携協議会配席図 ・資料１　愛西市権利擁護支援センター令和７年度相談対応実績 ・資料２　愛西市権利擁護支援センター令和７年度広報活動実績 ・資料３　令和７年度成年後見制度申立等案件の経過について ・資料４　愛西市における権利擁護の中核機関及び権利擁護支援センター事業について ・資料５　令和８年度愛西市権利擁護支援センター相談対応実績 ・参考　　高齢者の消費者トラブル冊子・見守りポケットブック
審議経過	別紙のとおり

愛西市権利擁護支援連携協議会　委員

役　　職	氏　　名	推 薦 母 体	備　　考
委 員 長	服部　一将	愛知県弁護士会	
副委員長	浅井　佐智子	リーガルサポート愛知支部	
委　　員	黒田　敬	愛知県社会福祉士会	
委　　員	三和田　篤	認知症疾患医療センター七宝病院	欠席
委　　員	青木　聡子	佐屋苑地域包括支援センター	
委　　員	竹田　晴幸	社会福祉法人百千鳥福祉会	
委　　員	吉川　明宏	公益社団法人　コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部	

愛西市権利擁護支援連携協議会　オブザーバー

役　　職	氏　　名	推 薦 母 体	備　　考
		名古屋家庭裁判所	欠席

事務局

役　　職	氏　　名	備　　考
保険福祉部社会福祉課　課長	水野　裕公	
保険福祉部社会福祉課　課長補佐	加藤　大輔	
保険福祉部社会福祉課　主任	渡部　宏一	
保険福祉部高齢福祉課　課長	八木　久美子	
保険福祉部高齢福祉課　主査	古田　恵子	
産業建設部産業振興課　主査	林　茂樹	
産業建設部産業振興課　主任	河村　崇之	欠席
海部地域消費生活センター事務局	前川　雄二	
権利擁護支援センター　専門相談員	稲穂　宏紀	
権利擁護支援センター　専門相談員	小西　ひなこ	
愛西市社会福祉協議会　在宅サービス課長	酒井　真	

審 議 経 過

発言者	内容（概要）
社会福祉課長	あいさつ ・会議の公開、傍聴人の報告 ・出席者の報告 ・委員の紹介
委 員 長	**１　あいさつ** **２　議題** **（１）令和７年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実績報告について** それでは、お手元の会議次第により議事を進行させていただきます。議題（１）「令和７年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実績報告について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	資料１から資料３について説明
委 員 長	ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	資料３について感想ですが、社会福祉士の受任がなく、愛西市においては福祉的課題の解決が円滑になされているとの印象を受けました。受任候補者においては、財産管理を含めた法的課題のある案件が多いのでしょうか。
事 務 局	令和７年度に関しては、身上保護のみで解決する案件は少なく、何らかの法的課題を併せ持つ案件が多かったと思います。ちなみに令和８年度第１回権利擁護支援検討委員会においては、社会福祉士を受任候補者としております。
副委員長	資料３についてですが、選任後に担当者会議開催と記載されていますが、具体的にどのようなメンバーが参加しているのでしょうか。
事 務 局	当センターでは選任後の初回顔合わせと役割分担の確認等を非常に重要視しております。本人を中心とし、地域包括支援センターやケアマネジャー、障害相談員、各サービス事業者、施設担当者、後見人が一同に会します。多い時には１０名程度が集まり、本人の意向や支援方針の確認、報告手段等のすり合わせなど細かな点まで確認を行っております。
委 員 長	申立ての時点で受任候補者名を挙げてますでしょうか。
事 務 局	多くの場合、権利擁護支援検討委員会で受任候補にふさわしい職種を検討していただいた後、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、行政書士会に推薦依頼を行います。そこで推薦された方を受任候補者としてあげてお

	ります。また案件によっては、職能団体を通さず受任候補者名を記載する場合もございます。
委　員　長	審判がなされた後、登記事項証明を取得するのに時間がかかり、活動ができないため、支援に支障が出たという案件はありますか。
事　務　局	後見人等からは登記事項証明が発行されるまで活動はできないと言われますので、それ以降で担当者会議等日程調整しております。
委　員　長	**議題（２）令和８年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況について** それでは次の議題に移りたいと思います。 （２）「令和８年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況について」を議題をといたします。事務局より説明をお願いします。
事　務　局	資料４及び５資料について説明。
委　員　長	ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
委　　員	資料４では、愛知県市民後見人等養成研修修了者について説明がありましたが、今後、修了者に対してどのような展望を描いておりますか。
事　務　局	まずは現在準備を進めている「法人後見事業」において、修了者に法人後見支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員として活躍していただくことを想定しております。
委　　員	資料５の「虐待・権利侵害」「消費者被害」の具体的内容について教えてください。
事　務　局	「虐待・権利侵害」では虐待認定していない案件も計上しています。例えば、親族が金銭管理を行っているもののショートステイ費用等が未払いとなり、事業所が困惑していたケースに対し、当センターが介入して親族へ働きかけを行い、費用の支払いや施設入所契約の整理を行いました。 消費者被害については、本人より、ネット通販の「初回お試しのつもりが定期購入契約となっていた」というトラブルに対し、本人との面談や消費者センターとの同行支援を行いました。
委　員　長	**議題（３）意見交換** それでは、次の議題（３）「意見交換」に移りたいと思います。 今回は、判断能力低下前の権利擁護支援についてとします。 現在、権利擁護支援センターでは、本人の判断能力が既に低下した、いわゆる事後対応として関わりが始まるケースが多く、本人の真意や生活の意向を把握することが難しいなど、意思決定支援のあり方に苦慮する場面が多々

	あります。また、関係機関におかれましても、限られた情報の中で対応せざるを得ないという共通の課題を抱えているかと存じます。 本人が認知症等により判断能力が低下しても、最期までその人らしく地域で安心して暮らし続けるためには「まだしっかりしている内から備える予防的アプローチ」が重要です。 本日のテーマは「判断能力低下前」にすえ、個人、地域、関係機関の多層的な視点から、今何ができるのか、どのような課題があるのかを共有し、意見交換を行いたいと考えております。委員の皆様のそれぞれのお立場から、現状の課題感や「このようなアプローチができるのではないか」というアイデアなど、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。
委　　員	私の場合だと、判断能力低下前のアプローチは「任意後見契約」や「遺言」等が中心となります。 また、最近よく耳にする「高齢者等終身サポート事業」については玉石混交であり、どこまで信用して紹介すべきか、基準の見極めが非常に難しいと考えます。
委　員　長	高齢者等終身サポート事業については、私も同感です。 私が後見人選任された事案で、判断能力があるうちに終身サポート事業と契約している方がいました。その方は葬儀など本人の希望等が事前に示されていたこともあり、法定後見制度へ移行した後も円滑に連携できました。 一方で、医療・介護現場から需要に対応した「便宜的な身元保証」として利用され、本人や親族の意向が軽視されたり過大な費用が流出したりする課題もあります。 また、入院・通院の付き添いなど成年後見制度でできない部分を終身サポートサービスでカバーしていく等の棲み分けが重要かと考えます。
委　　員	判断能力低下前において、家族内での介護負担の偏りや家族関係の摩擦が生じることがあります。制度に乗る前の段階での「家族支援」や地域のちょっとした声かけ・相談相手となる「地域力」の維持が不可欠だと実感します。
委　　員	私は任意後見契約を結んでいるものの、まだ判断能力が十分あり監督人選任には至っていない案件があります。定期的な訪問や日常的な会話を通して、定期引落の不明事項を一緒に確認し、本人の不安を取り除く精神的な寄り添い、コミュニケーションこそが予防支援として機能しているものと考えます。
委　　員	若年性認知症の方への支援経験から、発症を疑いつつも周囲に言えず 10 年近く抱え込んでしまう案件もあります。このような方には、匿名で早期相談できる仕組みが有効と考えます。またワーキングメモリーの低下により頭では理解できるが実行できない状態を単に「何もできない」と判断し過剰制限することは権利侵害に繋がります。質問の選択肢の出し方など関わり方一つで本人の不安を取り除いたり意思を表出できるものかと考えます。

委　　員	地域包括支援センターの現場課題として、身寄りに頼れず単身高齢者が不適切な知人に財産管理を委ねてしまうトラブルの案件がありました。その方は主治医からは認知機能低下はないとの判断で成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用には至りませんでした。こうなると任意後見制度や終身サポート事業を利用検討する場合もありますが、終身サポート事業の場合、先ほどの委員の意見と同じで、明確な選定基準等がない中で、紹介に躊躇する場面があります。例えば、身元保証のような契約と合わせて任意後見契約も締結して、認知症を発症した場合に、後見制度に切り替えてくれる事業者だと安心かと考えます。そういった事業者だと本人に対して判断能力低下前に情報提供や提案を行うことで、予防的アプローチをしていくことが可能と考えます。
委　　員	中核機関を中心として、信頼できる事業者等の情報共有を図っていくことが必要と考えます。
	議題（４）その他
委　員　長	ありがとうございました。以上で議題（３）を終了します。 それでは次第の４「その他」につきまして事務局よりお願いします。
事　務　局	お手元に「高齢者の消費者トラブル・見守りポケットブック」の啓発資料を配布しましたのでご確認ください。 令和７年度の海部地域消費生活センターの相談実績は 1,800 件のうち、70 歳以上が 393 件を占めております。内、愛西市在住者は 293 件中 70 件です。SNS 上の広告に端を発する「お試し購入からの定期購入トラブル」や「副業サポート詐欺」が急増しておりますので、地域の見守り連携をお願いします。
委　員　長	ありがとうございました。以上で議題（４）を終了いたします。 それでは事務局へ進行を戻します。
社会福祉課長	以上をもちまして本日の会議を終了いたします。 長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。